

応急仮設住宅入居申込書

令和6年1月 日

住所	(〒 - ) 石川県 輪島市 町				
	氏名	性別	年齢	職業・学校名等	該当する項目を記入して下さい。
(フリガナ) 世帯主		男・女			75歳以上の 高齢者 人
		男・女			身体障害者 人
		男・女			車いすの 使用 有 ・ 無

スマートフォン等による  
電子申請での申し込みに  
ご協力をお願いします。

- ご本人による電子申請が難しい場合は、お子様・親戚・知人等に電子申請の方法をお聞きの上、もしくはご協力のもとに申請をお願いします。
- 周囲に電子申請が困難な方がいる場合は、手続きのお手伝いなどご協力をお願いいたします。
- 電子申請が不可能な場合は、被災者生活再建支援室コールセンター（0768-23-4872）までお電話ください。

居住宅の 被害状況	いずれかに○印を付けてください。 1. 全 壊(修繕しても居住不能) 2. 半 壊(修繕すれば、一部居住できる可能性がある) 3. その他( )
住宅の場所 の希望	いずれかに○印を付けてください。 1. 輪島地区 → <input type="checkbox"/> 河井・鳳至地区 <input type="checkbox"/> 河井・鳳至地区以外 2. 東部地区(町野・南志見地区) 3. 門前地区
今後の計画	いずれかに○印を付けてください。 1. 自己再建(現時点の再建計画(どこに、いつ頃まで)などがあればご記入ください。) 2. 公営住宅希望 3. その他 → <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 親戚宅 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 4. 未定

地震災害対策広報【随時発行】

「応急仮設住宅」と「り災証明」(速報)

発行：輪島市災害対策本部【令和6年1月11日】  
【令和6年2月1日改定版】

令和6年1月1日、本市を襲った震度6強の地震は、輪島市全域に甚大な被害を与えただけでなく、地震を起因とする火事によって朝市通り周辺が焼失するなど、私たちに未曾有の損害をもたらしました。

この災害によって亡くなられた方々に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、そのご家族や被災された市民の皆さま方に謹んでお見舞い申し上げます。

市では、直ちに災害対策本部を設置し、国、石川県、自衛隊など様々な関係機関や各種団体などと連携を取りながら、人命救助を最優先とし、孤立集落の解消、避難所の運営、水道、電気及び道路などのインフラの応急復旧に全力を挙げております。

また、現在、避難所が過密となっていることから、65歳以上の高齢者などの要配慮者で希望する方は、金沢市などの避難所へ移送いたしますので、お申し出ください。

一日でも早く復旧を行い、安全で安心な市民生活を取り戻せるよう輪島市一丸となって取り組んでいきますので、この難局を乗り越えて行くためにも市民の皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

輪島市災害対策本部長  
坂口 茂

応急仮設住宅の入居申し込みが始まります  
令和6年1月12日より受付開始

申込用紙に必要事項をご記入の上、~~1月18日(木)までに下記の方法でご提出ください。~~

なお、この申し込みをもって、最終的な応急仮設住宅(以下、「仮設住宅」という。)の設置戸数を確定するので、申し込み漏れがないようにお願いします。

1 申し込み受付期間

~~1月12日(金)～18日(木)~~ 随時、電子申請にて  
午前9時～午後7時まで 受付中

2 申し込み方法

- 本庁舎新館1階 市民課
  - 門前総合支所1階 地域生活課
  - 支所・各出張所
  - 各避難所の市職員まで
- ※申込み用紙は、上記受付場所にも備え付けてあります。



← QRコードを読み取って、  
申請してください。

3 仮設住宅の入居条件

今回の地震で居住宅が全壊等の被害を受け、自らの力で住宅を確保できない方。

また「賃貸型応急住宅」に入居されている方は仮設住宅の申し込みはできません。

4 仮設住宅に入居できる日

仮設住宅が完成次第、順次入居していただきます。  
※仮設住宅は、現在のところ2月上旬から順次完成する予定です。

5 仮設住宅に入居できる期間

原則1年、最長2年となります。  
※2年以内に、新しい住居を確保してください。

6 入居する地区および入居順序

申込書の記載内容をもとに入居地区や順序を決定します。

7 入居にかかる費用

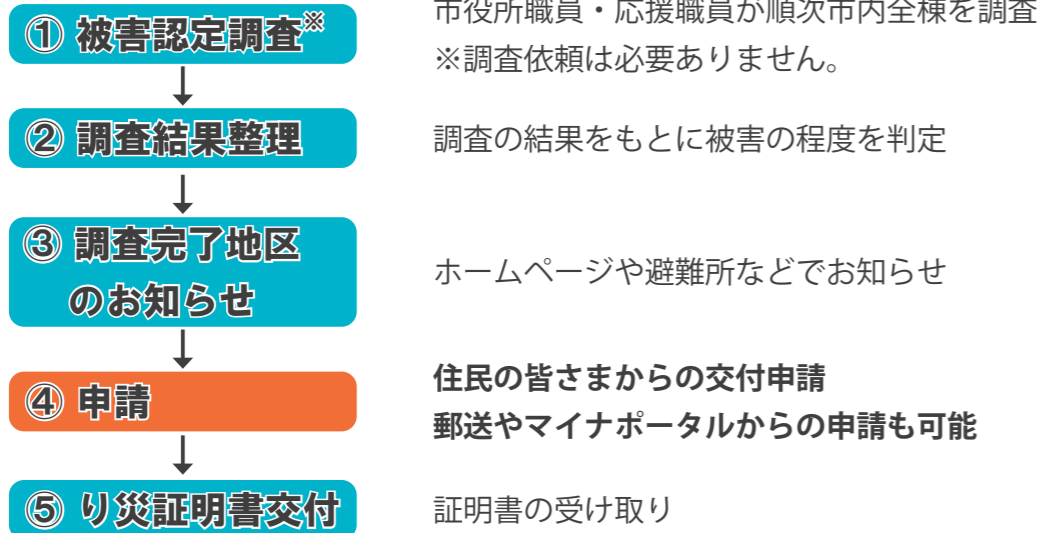
家賃は無料となりますが、電気・上下水道料金・除雪費用・電話などは入居される方のご負担となります。

（切り取り線）

# 《り災証明書交付までの流れ》

## 被害認定調査※の依頼は必要ありません

輪島市内全ての建物を対象に調査を行い、交付の準備ができた地区から順にり災証明書を発行します。被害認定調査が終了するまで今しばらくお待ちください。



### ※被害認定調査とは？

被害認定調査は、地震による被害の程度を調査します。内閣府が定める判定基準に従って「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」という6区分で被災程度の判定を行います。

被害認定調査の判定結果を基に「り災証明書」を発行します。り災証明書は、今後の行政の支援の基準や、保険の請求などに使用します。

#### 【り災証明書の使用用途の一例】

- |                                     |                        |
|-------------------------------------|------------------------|
| ■公的な支援                              | ■民間の支援                 |
| ○被災者生活再建支援制度（住まいの再建に合わせて支援金が支払われます） | ○生命保険・損害保険への申告、銀行融資の条件 |
| ○応急仮設住宅への入居                         |                        |
| ○住宅の応急修理に関する支援                      |                        |
| ○各種税の減免、各種手数料・使用料の減免、学費の減免など        |                        |

### 現在の状況と今後の予定

輪島市へ全国の自治体から応援職員を派遣いただいています。現在は生命に関わる避難所運営に関する支援を中心にお願いしています。道路状況が改善されると、より多くの応援職員を受け入れることが可能となります。市民の皆さまが生活再建に関する支援を受けていただくために必要となるり災証明書が、1日でも早くお届けできるよう準備を進めています。まずは火災があった区域の調査を実施し、1月中頃を目標にり災証明書を発行できるよう準備しています。その他の地域の被害認定調査の予定は、近日中にお知らせいたします。

税務課 ☎ 0768-23-1126

市外への退避によって、り災証明書の発行や応急仮設住宅への入居が不利になるということはありません。まずは命を守る行動を最優先にいただき、安全な場所からり災証明書や応急仮設住宅等の情報を収集してください。各種情報は、輪島市公式サイトもしくは輪島市公式LINEにて発信予定です。

## 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に関する支援について

今後、応急仮設住宅の建設を予定していますが完成までに期間を要することから、これとは別に民間の賃貸住宅（アパート等）を借りて住宅再建を目指すことが可能になりました。市内の賃貸住宅は空き物件が少なく一時的に市外で生活することとなりますが、次のステップへ進むために必要な手段の一つとして検討されてみてはいかがでしょうか。

### 1. 賃貸型応急住宅

住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型応急住宅を供与します。（家賃等の支援）  
※いったん入居すると後ほど建設される応急仮設住宅には入居できません。

### 2. 賃貸住宅の条件

家賃が次の額以下であるもの（額の超過や超過分の個人負担は認められない）  
2人以下の世帯：6万円  
3～4人の世帯：8万円

5人以上世帯：11万円

※未就学児2人以上の場合は1人あたり0.5人とする。（小数点以下切り上げ）

※未就学児1人の場合は0人とする。

※家賃のほか、所定の範囲内で敷金・礼金等が支援の対象となる。

※その他詳細な条件は受付時に提示する。

### 3. 入居期間

入居日から2年以内

### 4. 問い合わせ先（毎日 9:00～17:00）

公益社団法人全国賃貸住宅経営者連合会 金沢支部

受付窓口：全国賃貸管理ビジネス協会 北陸支部

電話：0120-27-1000 接続番号：388006

※音声ガイダンスに従い接続番号「388006」を入力してください。

お電話が繋がらない場合は改めておかけ直してください。

## 災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです

### ○緊急応急修理制度

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

#### 1. 費用の限度

一世帯当たり 50,000 円以内

#### 2. 修理対象

- ・屋根などに被害を受け、雨漏りまたは雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の進入の防御

#### 3. 注意事項

※個人が瓦工事業者等に依頼し、行ったものが対象となります。自らが行ったものは対象になりません。

※補助金の支払いは市から施工業者へ直接行うため、依頼者

が支払うのは 50,000 円を超えた部分となります。

例 依頼金額が 88,000 円の場合  
輪島市から施工業者へ 50,000 円  
依頼者から施工業者へ 38,000 円

※制度を利用する際、自宅の被災状況がわかる写真等の添付が必須となるため必ず修理前・修理中・修理後のわかる写真を撮ってください。（スマホでも構いません）申請をせずに修理をしてしまっても、修理前・修理中・修理後の写真があり、業者への支払いが終了していなければ制度の対象となる可能性があります。

※「補助金を使って自己負担なく自宅の工事ができる」など災害に便乗した詐欺には十分注意してください。

出来るだけ早く、受付を開始できるように現在準備中です。

## 被災建築物応急危険度判定 安全確保・余震による2次災害の防止

右のような2色の用紙で家屋の危険度を判定しています。自分の家が大丈夫でも隣の家が倒れ込んできそうな場合は、「危険」（赤）となります。

そのため、応急危険度判定で「危険」（赤）と判定されても、被害認定調査で「全壊」になるとは限りません。

